

## はじめに



このたび、本市に暮らす全ての子どもたち、「かすかべっ子」が、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望をもって健やかに成長できるよう「かすかべっ子 幸せ応援プラン」を策定しました。

今日、核家族化の進行、共働き世帯のスタンダード化、地域関係の希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の状況も大きく変化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大、ウクライナ情勢に伴う物価高騰など、これまで想像できなかった社会不安や経済影響によって、子どもや子育て家庭の不安や孤立感が高まっている現状があります。

そのような中、子どもの貧困の深刻化が懸念されるとともに、ヤングケアラーといった社会問題も浮き彫りになりました。

子どもの貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼします。子どもの旺盛な希望や意欲がそがれ、生活習慣の乱れや学力低下を誘発し、進学や就職などに影響をもたらし、貧困が世代を超えて連鎖していく可能性もあります。

この連鎖を断ち切るためには、学校や地域、事業者の皆様による多様な活動とも連携し、社会全体で取り組む必要があります。

将来を担う子どもたちの元気な笑顔は、本市の未来をつくる力・希望であり、一番の宝です。全ての子どもたちが幸せに成長していくことができる社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた、春日部市青少年健全育成審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた児童・生徒及び保護者の皆様、市内小・中・義務教育学校の関係者の方々、ヒアリングにご協力いただいた支援団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

春日部市長 岩谷 一弘

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 本計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	2
第2章 子どもの貧困をめぐる状況	3
1 人口の減少と少子化の進展	3
2 母子・父子世帯の推移	4
3 子どもの相対的貧困率の推移	5
4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況	6
5 相談の状況	8
6 春日部市生活状況アンケート調査	9
7 春日部市の困難を抱える子どもの課題	19
第3章 計画の基本理念	23
第4章 多分野との連携・協働による推進	24
第5章 基本施策の展開	25
1 基本方針1 将来の自立に向けた子どもに対する支援	25
2 基本方針2 子どもの豊かな成長を支える多様な支援	27
3 基本方針3 生活基盤を整えるための家庭に対する支援	30
4 基本方針4 困難を抱える子どもに対する気づきの支援	32
第6章 計画の点検・評価と推進体制の充実	33
参考資料	34
資料1 計画の策定経過	34
資料2 策定体制（春日部市青少年健全育成審議会・庁内検討委員会）	36
資料3 諮問・答申	39
資料4 用語解説	41

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の目的

急速な少子高齢化が進行する現在において、これからの日本を担う子どもの将来が、貧困の連鎖によって閉ざされることなく、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てはもちろん、子どもの貧困に対しても社会全体で適切に支援する環境づくりを進めていく必要があります。

平成25年6月に成立、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても貧困対策を総合的に推進すること、また基本理念として貧困の背景には様々な社会的要因があること等が明記されています。貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが前向きに夢や希望を持てる社会の実現のためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識や、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。

支援の届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮しながら、子どもたちを支援する環境を構築するためには、地方公共団体や民間の企業・団体等が連携・協働して取り組みを進めることが重要です。令和5年度から令和6年度に見直し、策定される予定の「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」\*との統合を見据え、両計画の重複施策を整理し、春日部市子どもの貧困対策推進計画（「かすかべっ子 幸せ応援プラン」（以下、「本計画」という））を策定することとしました。

### 2 計画の位置付け

#### 1) 春日部市の他計画との関係

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」や「埼玉県子育て応援行動計画」、「第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画」、「春日部市地域福祉計画」など他の関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し内容を踏まえ、子どもの貧困対策の総合的な推進を目指すものとします。

#### 2) 子ども・子育て支援事業計画の一部としての実施計画

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関す

る大綱に基づき、「第 2 期春日部市子ども・子育て支援事業計画」で示された子どもの貧困対策の方向性を受けてその取り組みを定めるものです。基本目標4『すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり』の基本施策の一つとして、関係機関の連携の下、実施しています。一般的な子育て支援施策は「第 2 期春日部市子ども・子育て支援事業計画」に定め、本計画では、子どもの貧困対策において、特に重点化する取り組みについて決めました。

### 3) SDGs の視点

「SDGs（エスディーゼーズ）=Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGs を通じて、「未来を担う子どもたちに魅力あふれる春日部をつなげていく」という認識の下、子どもの貧困対策に関する施策の推進に取り組みます。

## 3 本計画の対象

本計画の対象は、妊産婦と 18 歳未満の子どもとその保護者だけでなく、子どもの家族や子どもを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

## 4 計画の期間

本計画は令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間で計画期間とします。また、制度改正等の国の動向により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

## 5 計画の策定体制

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 4 条の規定に基づいて市が策定する子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって、広く意見を聴くため、本市では、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、住民組織を代表する者、児童の福祉及び青少年関係団体の関係者、商工業関係者、青少年関係機関の職員、学識経験者、公募に応じた市民で構成される「春日部市青少年健全育成審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、計画を策定しました。

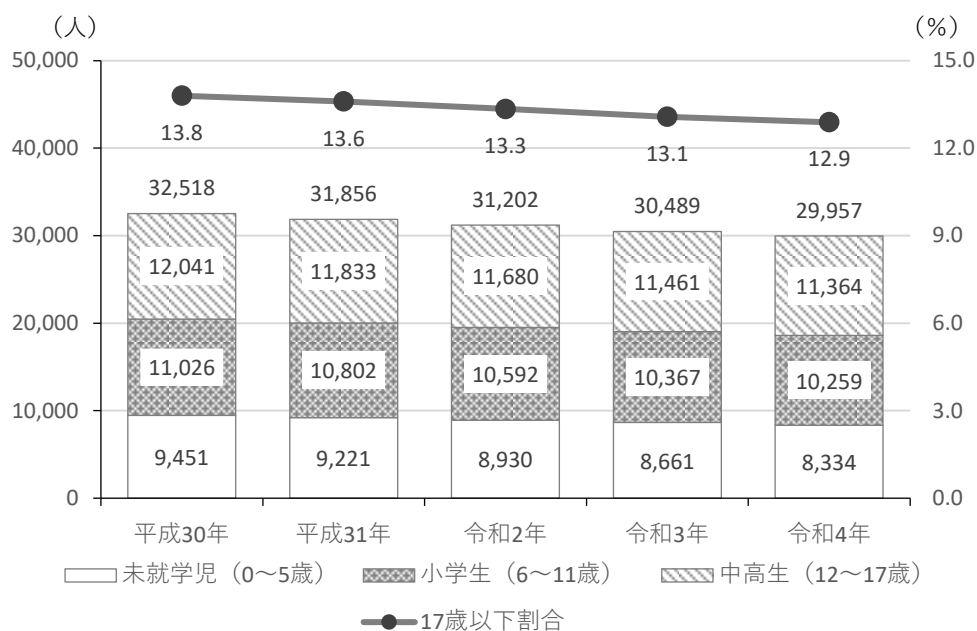
また、庁内の関係課、課長級職員で構成する「春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会」にて検討を重ねて計画の策定を進めました。

## 第2章 子どもの貧困をめぐる状況

### 1 人口の減少と少子化の進展

春日部市の人口は、232,400人（令和4年4月1日現在）で、微減傾向にあります。そのうち、子ども（18歳未満）の人口は、29,957人と、人口の約1割を占めています。総人口に占める子ども人口の割合は、13.8%（平成30年）から12.9%（令和4年）と微減傾向にあります。

【子ども人口の推移】

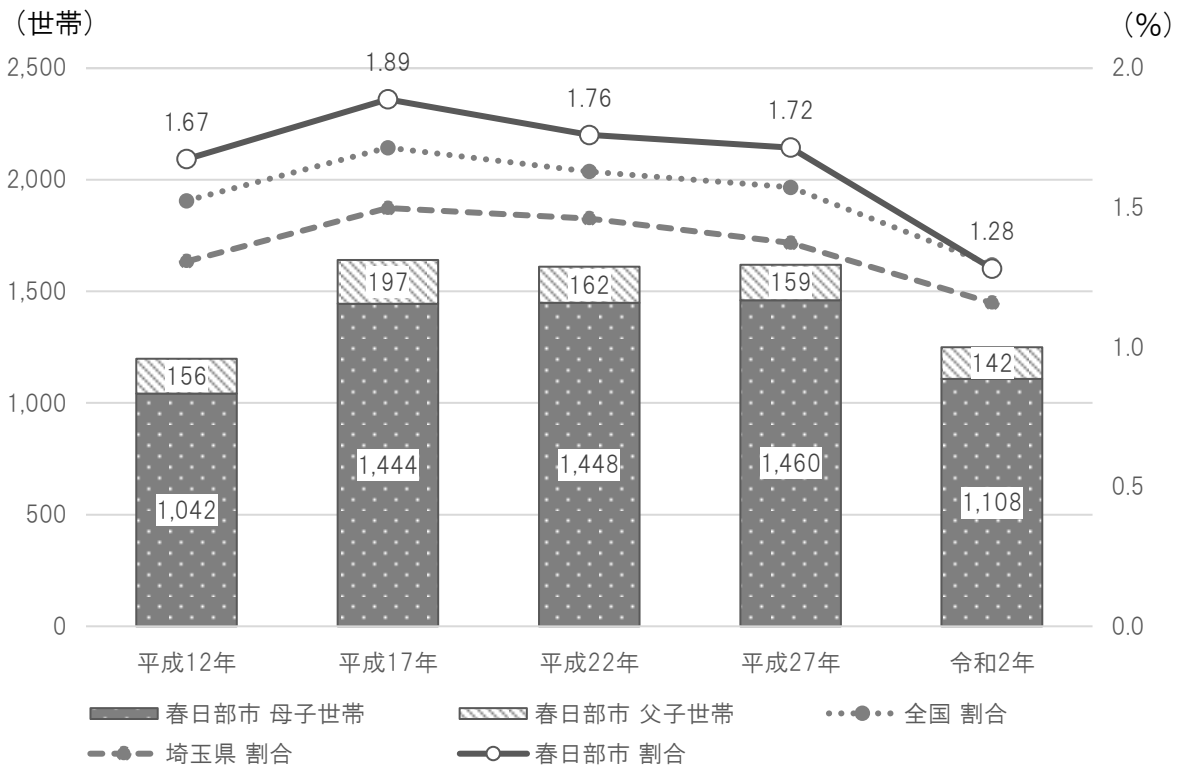


【資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）】

## 2 母子・父子世帯の推移

ひとり親家庭は、令和2年の国勢調査によると、ひとり親世帯が1,250世帯（母子世帯1,108世帯、父子世帯142世帯）、全体に占める割合は1.28%で、前回調査時より母子・父子世帯ともに減少しています。世帯数に占める割合は、全国とほぼ同じで、埼玉県に比べて高くなっています。

【母子・父子世帯数】

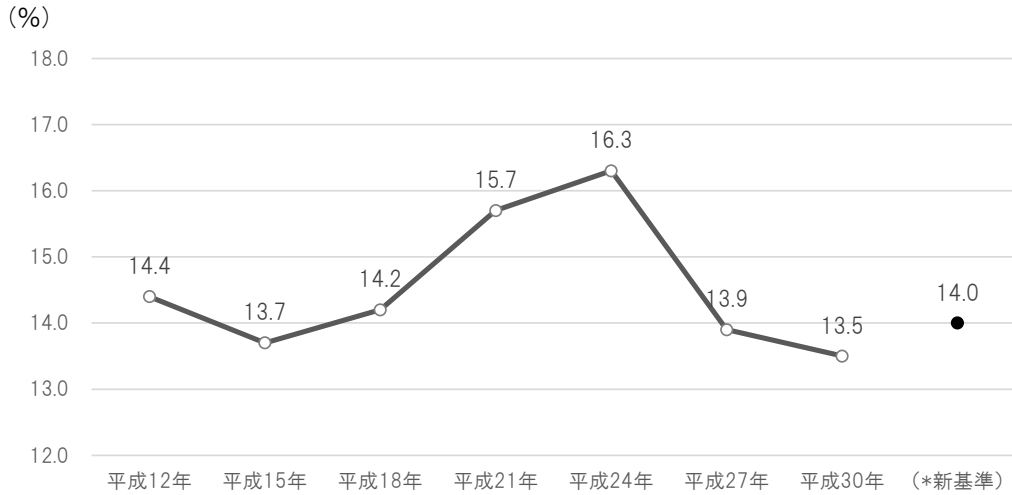


【資料：国勢調査】

### 3 子どもの相対的貧困率の推移

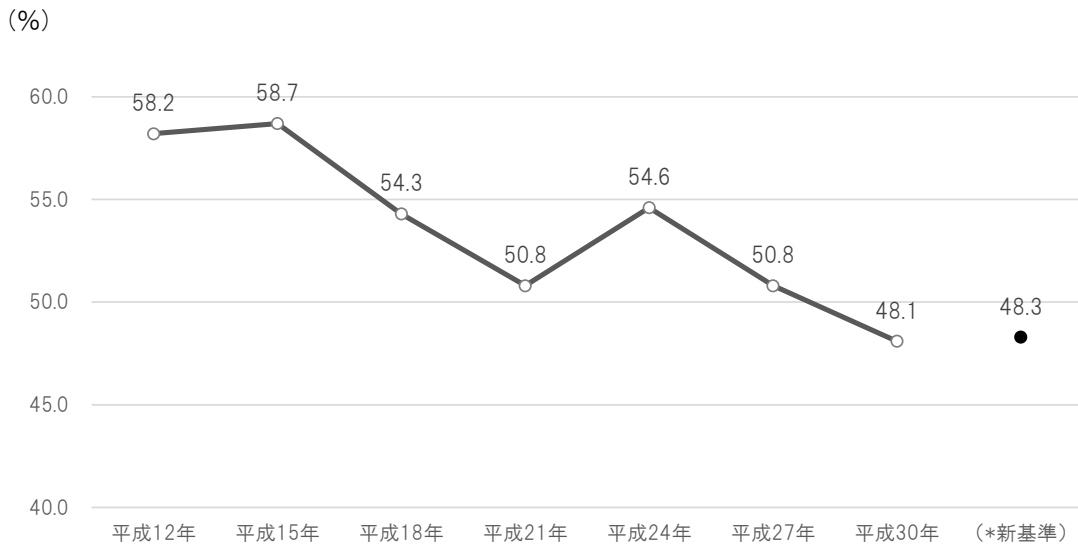
子どもの相対的貧困率\*は、平成24年の16.3%から平成30年に13.5%となり、やや改善しましたが、子どもの貧困問題への対応が社会的な課題となっています。

【子どもの相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

【ひとり親世帯の相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

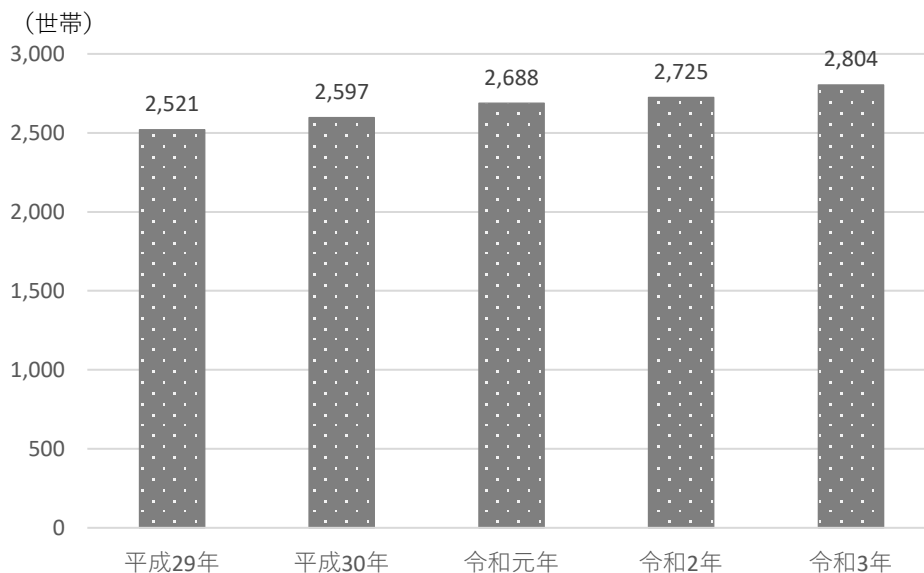
\*新基準とは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を算出する可処分所得（拠出金として税金・社会保険料などを除いた所得）の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

## 4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

### 1) 生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は、年々増加傾向にあり、令和3年では2,804世帯となっています。

【生活保護受給世帯数】



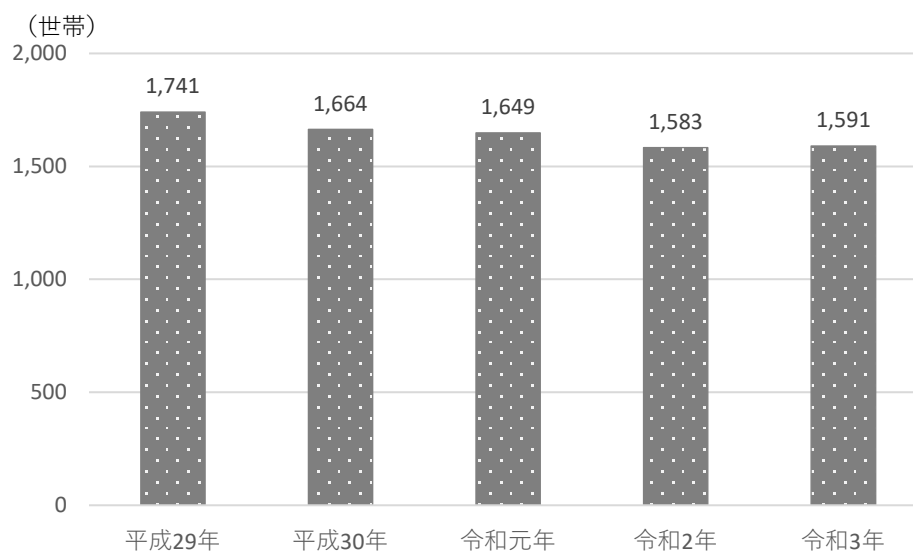
【資料：生活支援課】



## 2) 児童扶養手当受給者世帯数の推移

児童扶養手当\*受給者世帯数は、年々減少傾向にあり、平成29年から令和3年の4年間で8.6%減少しました。

【児童扶養手当受給者世帯数】



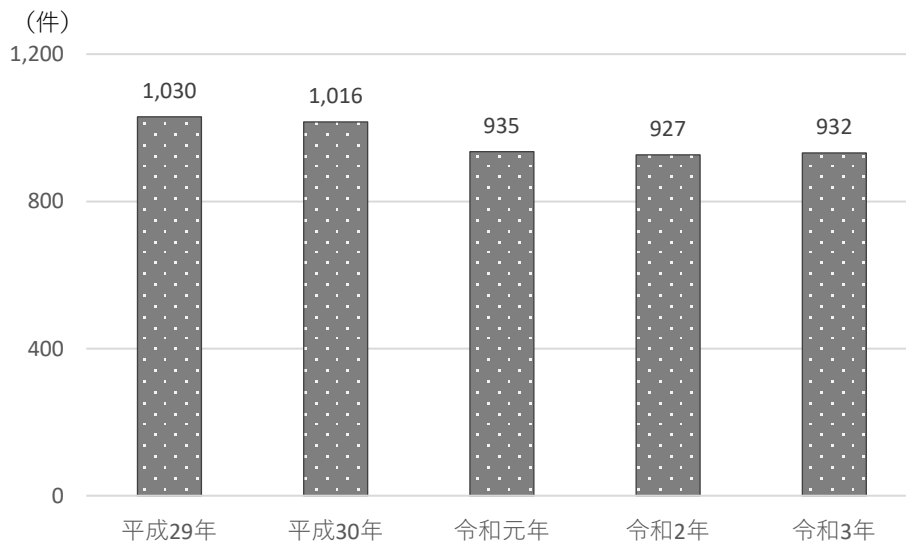
【資料：こども政策課】

## 5 相談の状況

### 1) 相談の状況と相談先

相談受付件数について、平成30年までは1,000件を超えており、令和元年に減少し、その後は横ばい傾向にあります。平成29年から令和3年の4年間で9.5%減少しました。

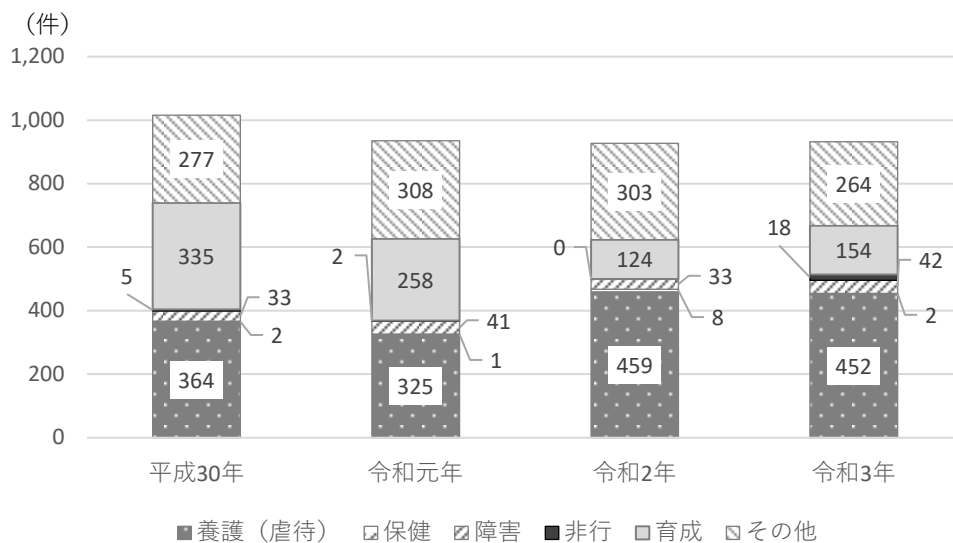
【相談受付件数】



【資料：こども相談課・家庭児童相談室】

相談内容では、平成30年以降は養護（虐待）が最も多く、その後も増加傾向にあります。次いで、育成が多く、その後は減少傾向にあります。

【相談内容内訳】



【資料：こども相談課・家庭児童相談室】

## 6 春日部市生活状況アンケート調査

### 1) 調査の目的

本調査は、「春日部市子どもの貧困対策推進計画」策定のための基礎資料とし、分析結果を春日部市における子育て世帯等への施策に役立てることを目的としています。

### 2) 調査設計

#### (1) 調査対象

春日部市在住の 7,394 人を調査対象とし、内訳は以下の通り。

対象者	対象人数
小学校5年生・中学校2年生	3,697人
小学校5年生・中学校2年生保護者	3,697人

(2) 実施日 令和4年2月2日(水)～令和4年2月18日(金)

(3) 調査方法 各学校配布・回収

#### (4) アンケートの回収率

票の種類	配布数	回収数	回収率
小学校5年生・中学校2年生票	3,697件	2,866件	77.5%
小学校5年生・中学校2年生保護者票	3,697件	2,822件	76.3%

### 3) 生活困難区分

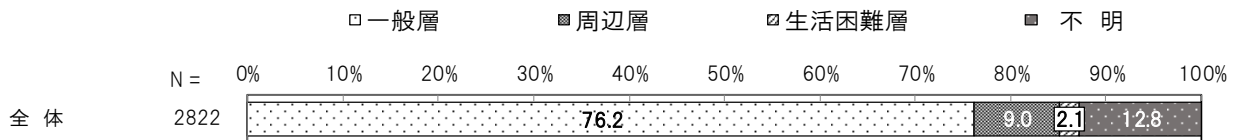
調査では、困難状況について「生活困難層」とその「周辺層」の2つの区分で集計分析しました。

生活困難層	①等価世帯収入（世帯収入を世帯の人数の平方根で割ったもの）が127万円未満（厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」による2018（平成30）年の貧困線）で、かつ、②経済的な理由で、公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金）が払えなかったり、家族が必要とする食料や衣料が買えなかったりした経験が一度でもあった層
周辺層	①または②のいずれかに該当する層

## 1) 経済的な状況、暮らしの状況

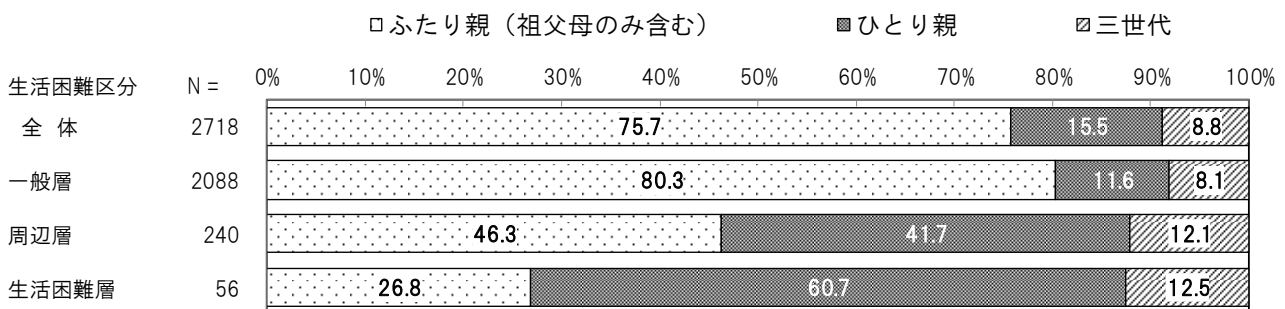
全体において、「生活困難層」が2.1%、「周辺層」が9.0%、計11.1%です。

【生活困難区分の状況】



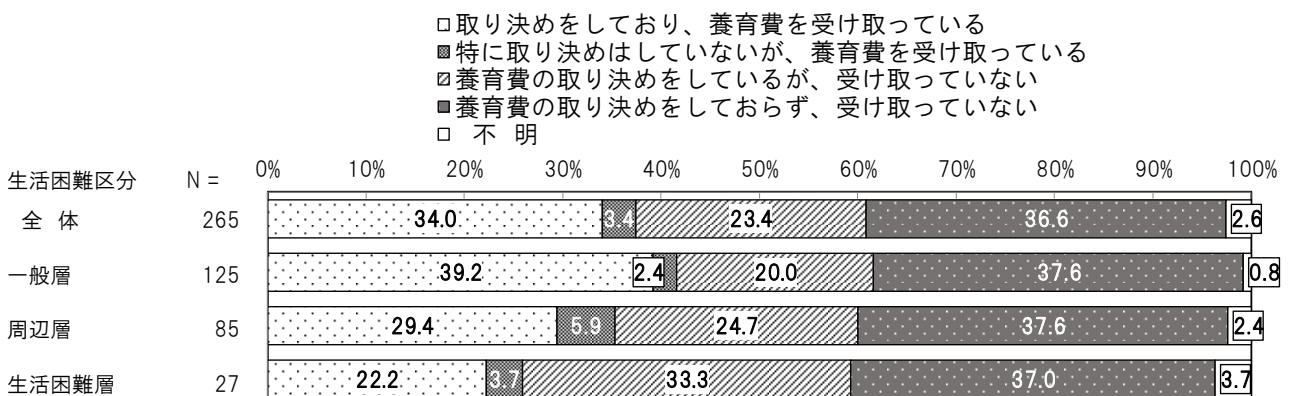
「ひとり親」世帯について、全体では15.5%であるのに対して「生活困難層」では60.7%、「周辺層」では41.7%と高くなっています。

【世帯の状況】



「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」について、「一般層」は20.0%であるのに対し、「周辺層」が24.7%、「生活困難層」が33.3%と高く、生活が困難である層ほど取り決めをしても養育費を受け取れていません。

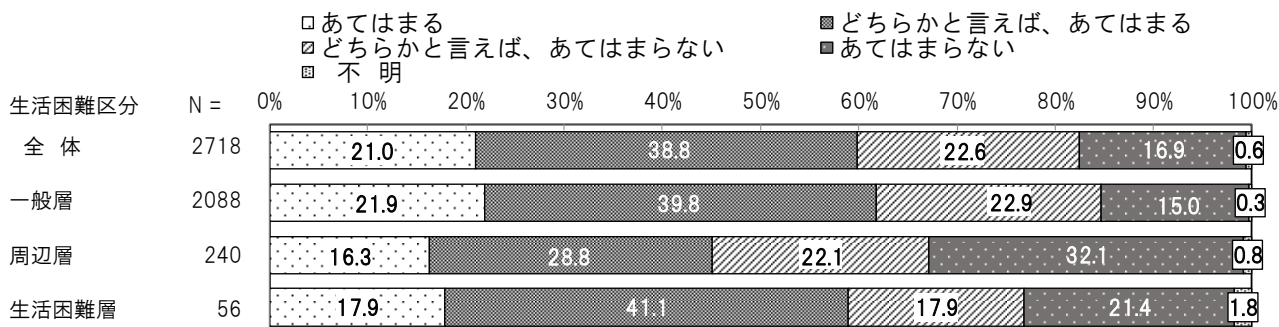
【養育費の取り決めの有無】



## 2) 子どもとの関わり方

子どもに本や新聞を読むように勧めているかについて、「周辺層」において、「あてはまらない」が32.1%と高くなっています。一方で「生活困難層」では、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」を合計した割合が59.0%で全体の平均とほぼ同じです。

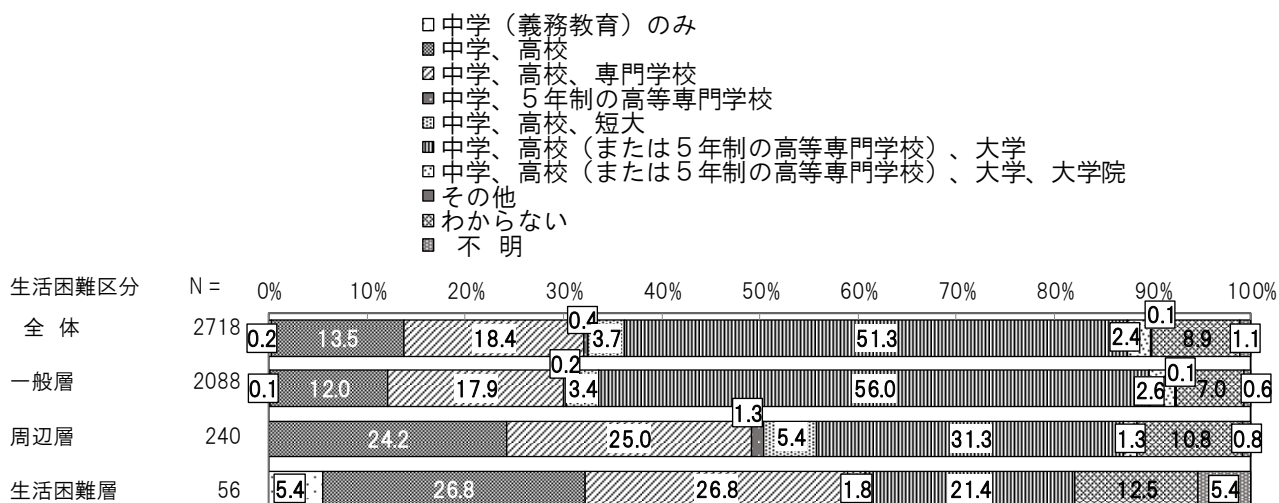
【本や新聞を読むことについて子どもとの関わり方】



## 3) 保護者の進学期待・展望

子どもの進学段階に関する期待・展望について、「大学」までが「生活困難層」は21.4%、「周辺層」は、31.3%と全体に比べて低くなっています。

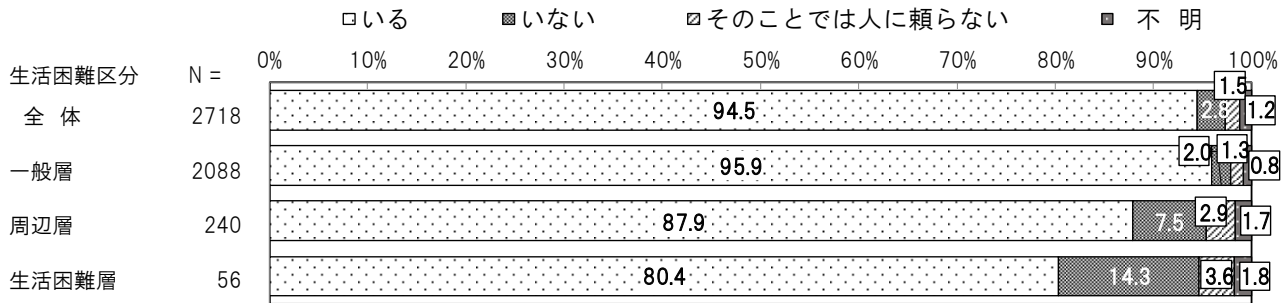
【子どもの進学段階に関する希望・展望】



#### 4) 頼れる人の有無・相手

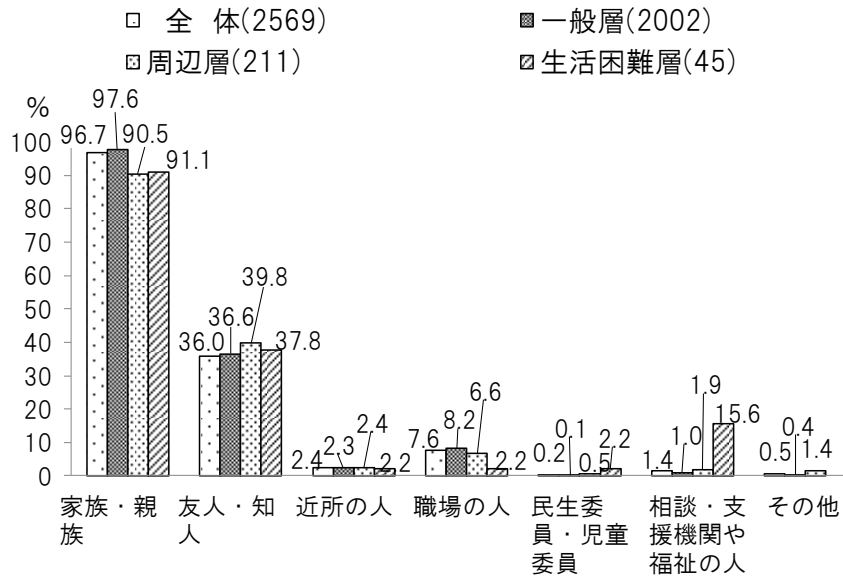
重要な事柄の相談に関して頼れる人が「いない」が「生活困難層」で14.3%、「周辺層」で7.5%と高くなっています。どの層においても、相談相手は、「家族・親族」「友人・知人」「職場の人」という順ですが、「生活困難層」で「相談・支援機関や福祉の人」が15.6%と高くなっています。

【重要な事柄の相談相手の有無】



【重要な事柄の相談相手】

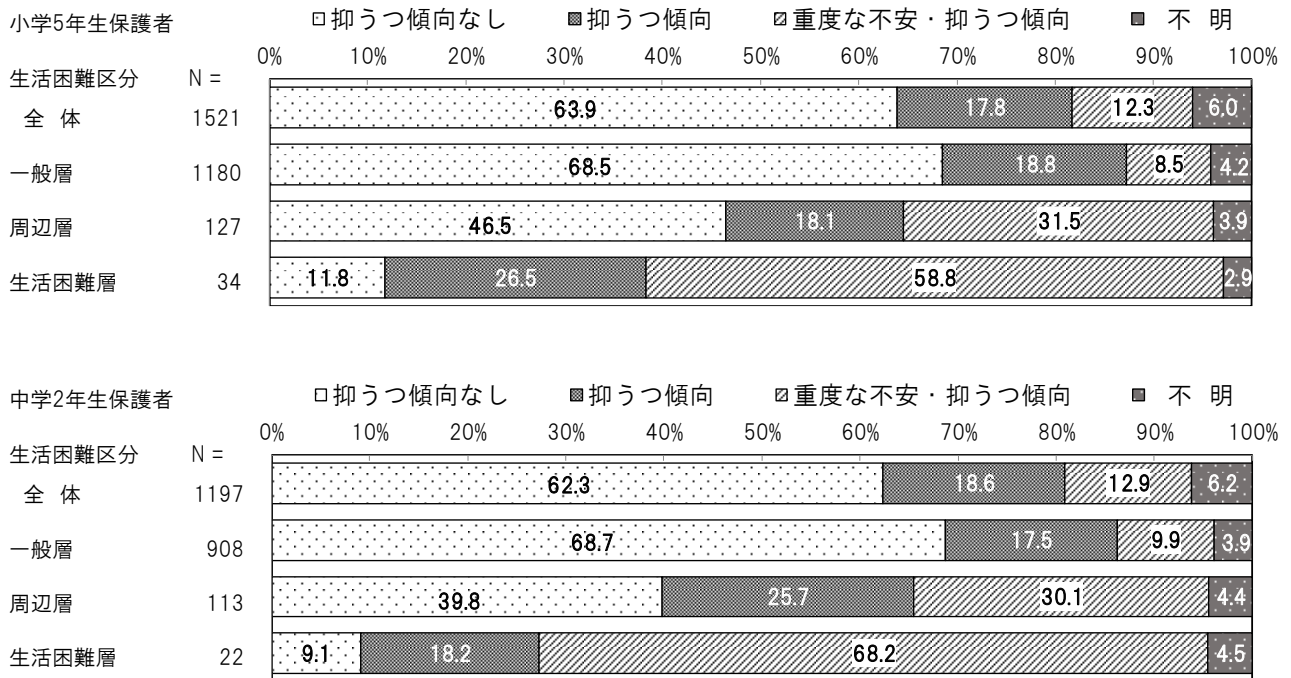
N = 2569



## 5) 保護者の心理的な状態

保護者の心理的な状況について、「周辺層」や「生活困難層」において、重度な不安・抑うつ傾向の割合が高い傾向にあり、さらには、小学5年生より中学2年生の保護者の方がその傾向が強くなっています。

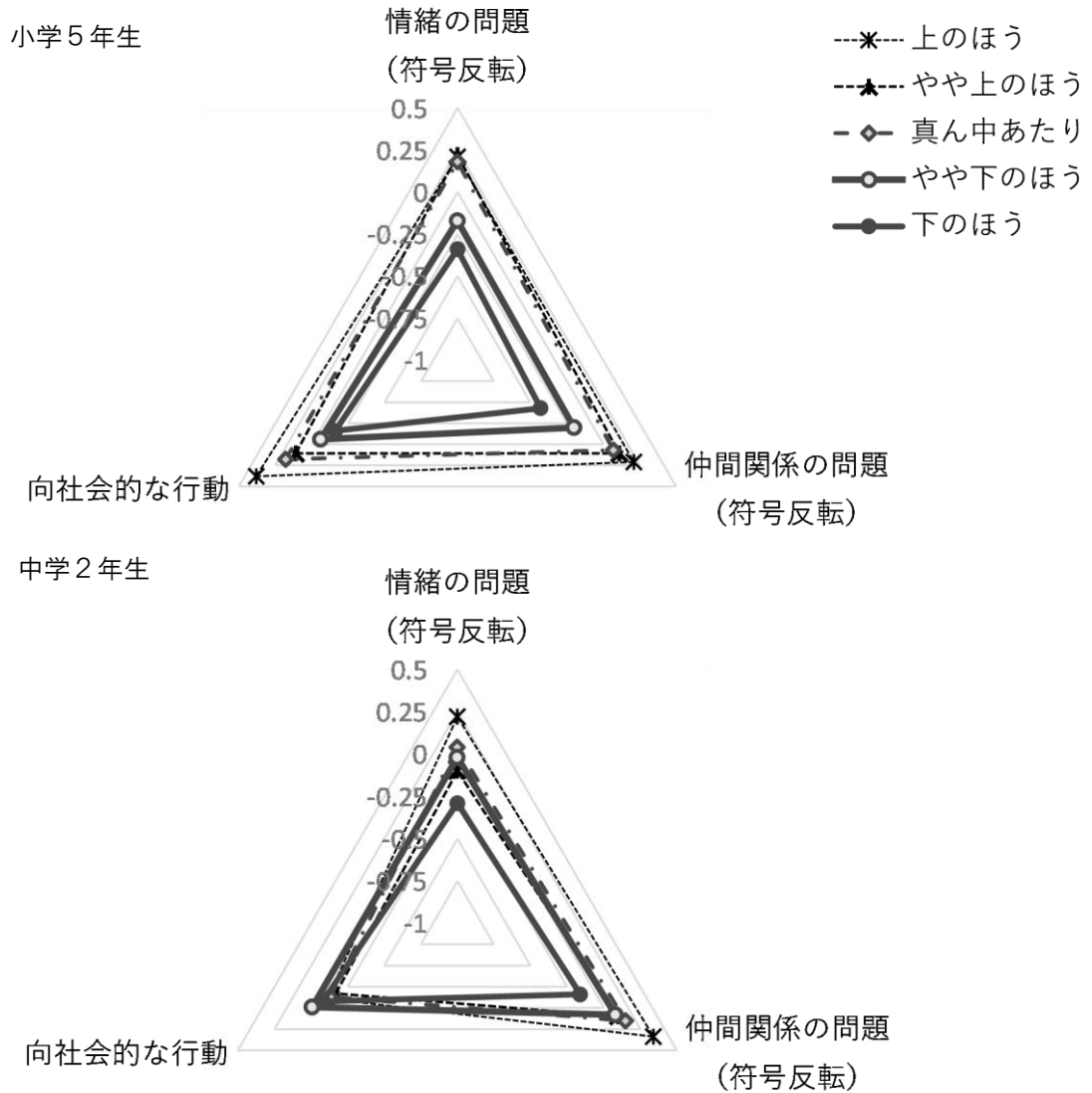
【保護者の抑うつ傾向】



## 6) 子どもの心理的な状態

クラスの中での成績ごとの子どもの心理的な状況について、小学5年生は、成績が高いほど情緒および仲間関係の問題、向社会性\*の行動はよい状態です。中学2年生は、成績が高いほど情緒および仲間関係の問題がおおむねよい状態ですが、向社会性の行動については明確な違いはありませんでした。

【クラスの中での成績ごとの子どもの心理的な状況】

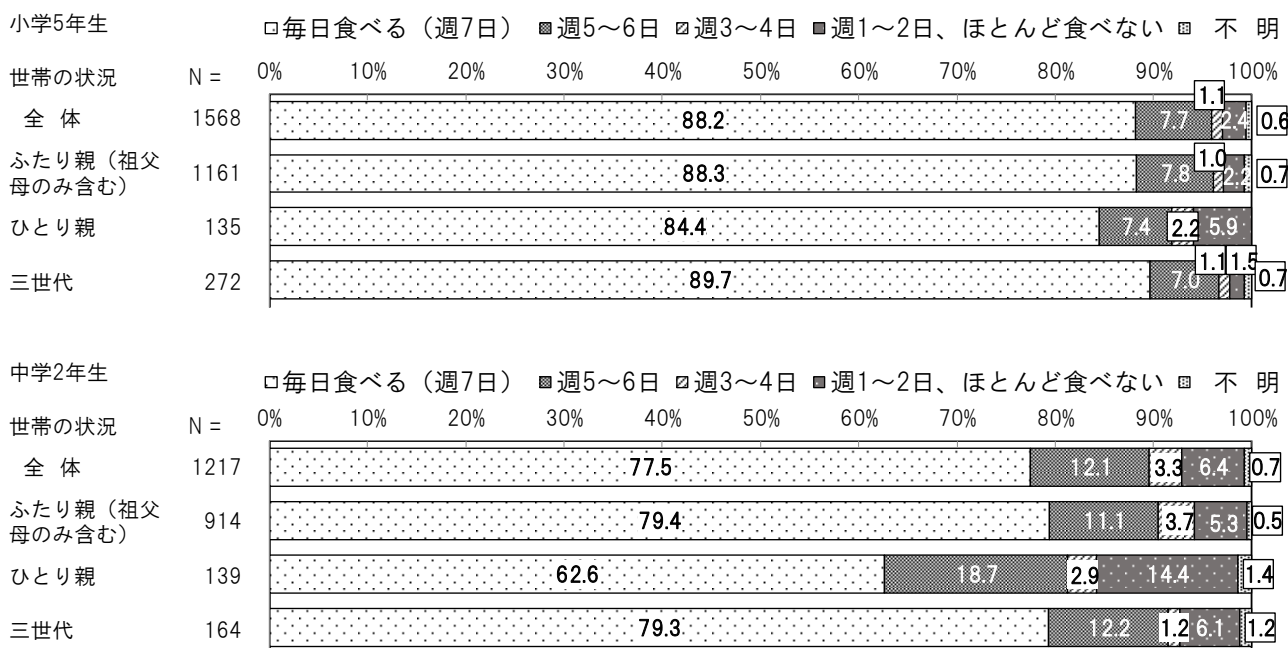




## 7) 日常的な生活の状況

朝食の状況について、小学5年生の「ひとり親」世帯では、「週1～2日、ほとんど食べない」が5.9%と、それ以外の世帯と比べて高くなっています。中学2年生の「ひとり親」世帯では、「週1～2日、ほとんど食べない」が14.4%と、それ以外の世帯と比べて高くなっています。

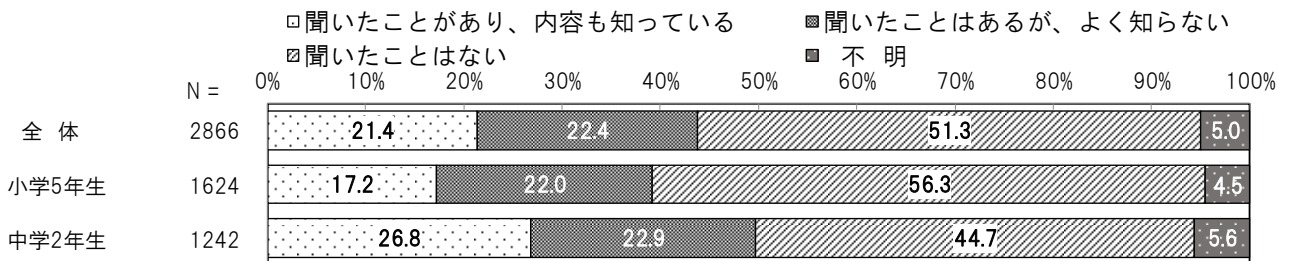
【朝食の状況】



## 8) ヤングケアラーの実態

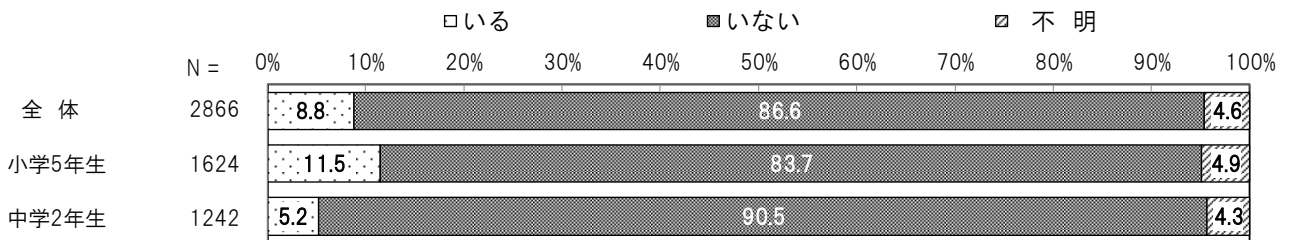
ヤングケアラー\*を「聞いたことはない」が全体の5割を占めています。

【ヤングケアラーの認知度】



世話をしている家族がいる小学5年生は 11.5%、中学2年生は 5.2%です。

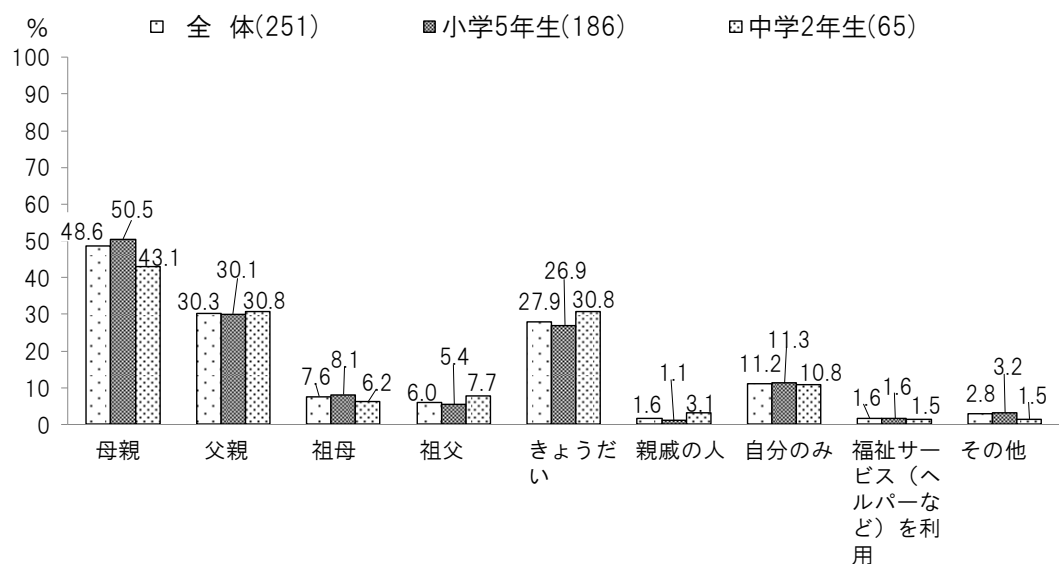
【世話をしている家族の有無】



そのうち、「自分のみ」で世話をしている小学5年生、中学2年生は、1割います。

### 【世話を一緒にしている人】

N = 251



世話について相談したことがない小学5年生は6割、中学2年生は5割を超えています。

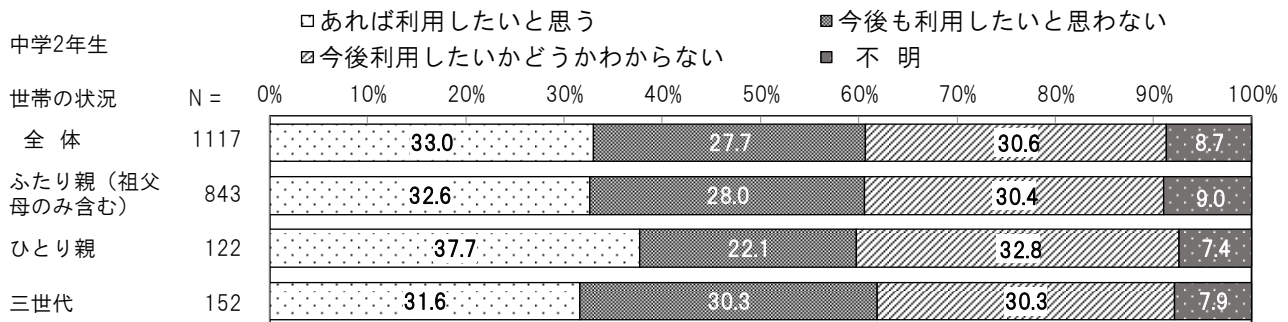
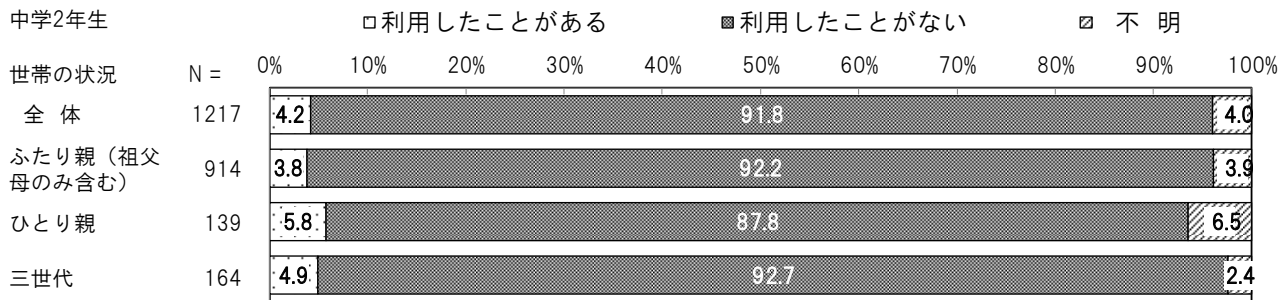
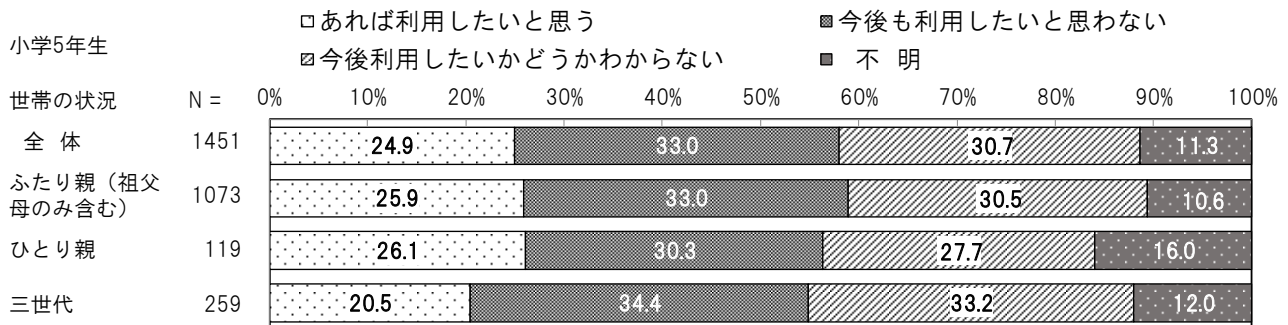
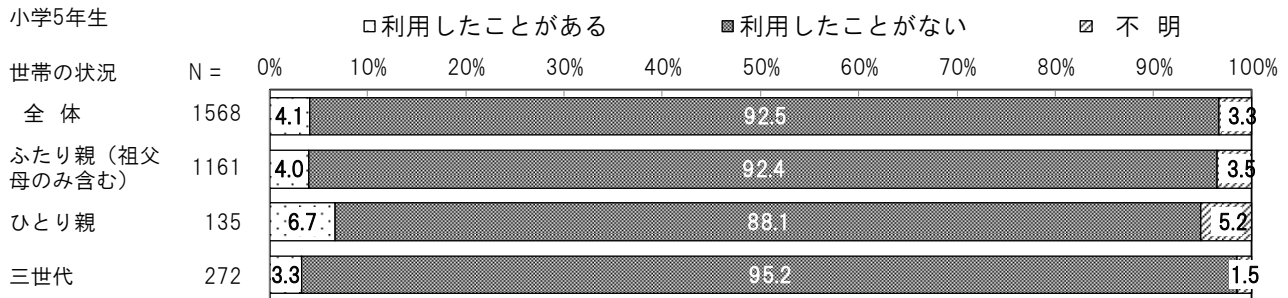
### 【世話について相談した経験】



## 9) 支援の状況や効果等

勉強を無料で見てくれる場所を「利用した」のは、「ひとり親」世帯で小学5年生が6.7%、中学2年生が5.8%です。また、各層において「あれば利用したいと思う」のは、小学5年生が20%、中学2年生が30%を超えており、潜在的なニーズは高いと考えられます。

【勉強を無料でみてくれる場所の利用状況とニーズ】



## 7 春日部市の困難を抱える子どもの課題

### 1) 子どもが抱える困難を超えて自立\*する環境づくり

#### ○多様な経験を通じた成長機会の確保

生活に困難を抱える世帯については、学力（認知能力）だけでなく、成長し課題解決に向かう力（非認知能力）に差がある状況が見られるため、多様な経験を通じた成長を支えることが課題となっています。奨学金や助成金活用の奨励や学習支援の場の拡充によって平等な学習機会を提供し、子どもたちが将来に希望をもって生活できる環境を整備することが必要です。

#### ○生活を支えるための相談や活動とその広報

電話やネットを含む子どもが気軽に何でも相談できる場所が求められており、SNSでの相談体制の整備と、社会福祉士や精神保健福祉士などの配置を行い、子どもが相談しやすい体制づくりが必要です。また、困っている状況にあるときにどこに相談すべきか迷わないよう、広報の強化により支援策の認知度を向上させることや、利用利便性を向上させていくことも必要です。

一日の食事を給食に頼るなど、日々の食事に困っている子どもは各校に存在すると推測されます。そのような子どもの状況を把握し、子ども食堂\*をはじめとした居場所や食事の機会の充実が求められます。一方で、子ども食堂に来る人は食に困っているからというよりは、居場所として利用しているという実態もあります。利用したい人へ情報が届きづらいという現状があるため、広報の強化など市と地域団体が協力・連携し、居場所としてはもちろんのこと、食の支援が必要な人へ情報が届くような体制を整備していくことが必要です。

#### ○自立に困難を抱える家庭のニーズ把握とつながる環境

虐待リスクが高い家庭や養育環境等に課題を抱える子どもに対して、安心・安全な学校や家以外の居場所を提供できることが重要です。子ども食堂のように、食事の提供だけでなく居場所としても利用できる場や、学習支援の場を子どもの潜在的なニーズに応じて整備・拡充していく必要があります。

高校生については、埼玉県では毎年約1%の若者が中途退学しており近年減少しています。高校中退後は非正規労働者になることが多く、就職活動の長期化や中退により学校を離れて、友人内や家庭での孤立、先生などの相談相手がいない状況が見られます。こういった若者を支援するため、地域若者サポートステーション\*やハローワークでの就業支援につなぐ環境や、地域の企業における受け入れのコーディネートが求められています。

## 2) 子育て家庭の負担を軽減するための地域の支援体制づくり

### ○家庭の状況の把握による効果的な対応

経済的に生活が困難な世帯は保護者の子どもへの関わり方が少ない傾向があるなど、家庭環境が子どもの成長に影響を及ぼしています。本当に必要としている世帯に支援を届けることが重要であり、困難を抱える家庭の状況を把握した上での効果的な対応が求められます。

### ○ひとり親世帯の困りごとへの対応

ひとり親世帯は学校行事への参加頻度が少なく、子育てに困難を抱えている保護者が精神疾患も抱えている場合など、複雑な状況がみられ、保育園・幼稚園、学校をはじめ、支援者や支援団体、春日部市などの機関同士の横のつながりが重要になっています。保育園・幼稚園の状況が学校に伝わらなかったり、子どもが成長するにつれて心の不安を抱える保護者が多い、あるいは、日本語がわからない外国人が増えているなど、子育てに苦勞する状況が見られ、同じ悩みを持つ親同士がつながったり、気軽に早い段階から相談できる環境づくりが求められています。一方で、重要な事柄や経済的な相談相手がいない状況がみられ、適切な専門機関につなぐための支援が求められています。

### ○家庭内の困りごとに対応するためのきめ細かく重層的\*な体制

養護（虐待）相談件数は増加しており、児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為であり、虐待防止につながる相談体制の充実が課題となっています。何らかの支援を要する家庭はほとんどの保育園で確認されています。一方で疾病や虐待などは実態として確認できますが、経済的な困難については把握できていない傾向があり、訪問による実態の把握が有効である状況が見られます。また、子どもが家庭で過ごすときの支援は少なく、保護者が希望しないと支援することができないため、支援につながりにくい状況があります。これまで以上に地域ぐるみの支援ネットワークを整備するとともに、支援のすき間に落ちてしまっている家庭とどのようにつながり、支援につなげるかについて、関係機関で工夫をこらし、重層的な連携体制の強化が課題となっています。

### 3) 困難を抱える家庭の生活基盤を整える環境づくり

○ひとり親以外も含めた生活困窮世帯が支援につながるための情報提供や相談体制

ひとり親家庭の数は、近年減少に転じましたが、離婚は成立していない実質的なひとり親家庭が困難な状況を抱えていることから、生活が困窮している子育て世帯への支援が急務です。経済的な生活への支援、就労支援とともに、行政支援策を知らない世帯が支援につながるために、積極的に対象者に情報を届け、利用につなげるための包括的な支援が求められています。また、埼玉県平均と比べてひとり親世帯が多く、特に転入したひとり親家庭が地域とのつながりを確保するため、ひとり親同士の交流の場や子育てを地域で支援する環境づくりが求められています。

相談窓口の種類が多くて困っていたり何を相談したらよいか分からない、同じ立場の人と悩みを共有したいなどの声があり、相談につながるまでについても支援が必要です。さらに、ひとり親家庭の就労支援としての保育と合わせて、一時的・緊急時の短期の保育ニーズに対応する保育・教育の提供体制や、就労に結びつく資格取得の支援、日常的に接している機関から専門機関につなぐ窓口機能の強化が期待されています。

○離婚後の養育費の確保

離婚後に養育費を受け取っていない世帯ほど生活が困難であることから、養育費についての取り決めとその実行がなされるための支援が求められています。

#### 4) ヤングケアラーの状況に気づき、改善に向かう必要性

ケアラー支援に関する条例を令和 2 年 3 月に埼玉県が全国で初めて制定し、令和 3 年 3 月には「埼玉県ケアラー支援計画」が策定されました。

本市の生活状況アンケート調査結果によると、ヤングケアラーの自覚があるのはわずか 1.5%、ヤングケアラーを知らない人が全体の半数に及び現状がありますが、一方で家庭から情報を得にくい虐待より、ヤングケアラーの方が周囲が状況を把握しやすいため、ケアをしている子ども自身が、自分が当事者であることに気づき、また関係機関や周囲の大人への啓発を行い、ヤングケアラーへの認識の向上が求められています。

ヤングケアラーの状況は一人一人異なっており、「家族以外の人に相談しにくい」、「誰かに相談するほどの悩みでもない」と考える人もいます。本市の生活状況アンケート調査結果からも、悩みを相談したことがない割合は半数を超えています。

ヤングケアラーに対して日常的な家事を支援する事業はあるものの、相談できる環境がないと必要な支援が届かない場合もあります。適切な支援へつなぐため、それぞれの心理に配慮した相談体制づくりや関係機関と連携していくことが求められています。

#### 【ヤングケアラーとは】

**ヤングケアラーはこんな子どもたちです**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

 <p>障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている</p>	 <p>家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている</p>	 <p>障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている</p>	 <p>目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている</p>	 <p>日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている</p>
 <p>家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている</p>	 <p>アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している</p>	 <p>がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている</p>	 <p>障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている</p>	 <p>障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている</p>

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga



### 第3章 計画の基本理念



#### 基本方針1 将来の自立に向けた子どもに対する支援

児童・生徒が、身近な方法で相談できる環境を整備し、生きる力を育み、将来の夢や希望を持ち、養育環境によって選択肢が狭まることがないように、希望する進路の実現につなげます。

また、将来の夢の実現を応援するため、経済的な支援とともに、放課後の子どもの居場所において地域ぐるみで子どもの健全な成長を支援します。

食材提供、子どもの体験や就労体験などについて、埼玉県内のネットワークや市内の子育て支援団体加入組織の活動を支援します。また、子どもや支援団体のニーズに応じた企業からの支援の仕組みづくりや広報の強化を図ります。

#### 基本方針2 子どもの豊かな成長を支える多様な支援

子どもが安心する家庭環境が、健やかな育ち、自立した個人として、たくましく生き抜く力を育むことから子育て支援の充実と効果的な支援を推進します。

また、子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を拡充するとともに、必要なときに必要な支援につながるができるよう、地域の各種相談窓口と支援者や支援団体との連携を強化します。

不安な状況を抱えながら子育てする家庭を支えるため、訪問して家庭内の状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

#### 基本方針3 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

生活基盤の弱い世帯等の経済的な安定を図るため、個々に応じた情報提供や相談体制の充実など、自立への支援を推進し、家庭の自立を促進します。

また、ひとり親等の生活に困難を抱える家庭が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。そのため、就業に結びつきやすい資格を取得するための支援策などの情報を届ける方策について検討します。

#### 基本方針4 困難を抱える子どもに対する気づきの支援

ヤングケアラーが、ひとりで抱え込むことがないように自身の気づきや周囲への啓発を行い、家庭全体が抱える複合的な課題を支援するため、関係機関の連携を推進します。

また、困難な状況を抱える家庭を訪問して状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

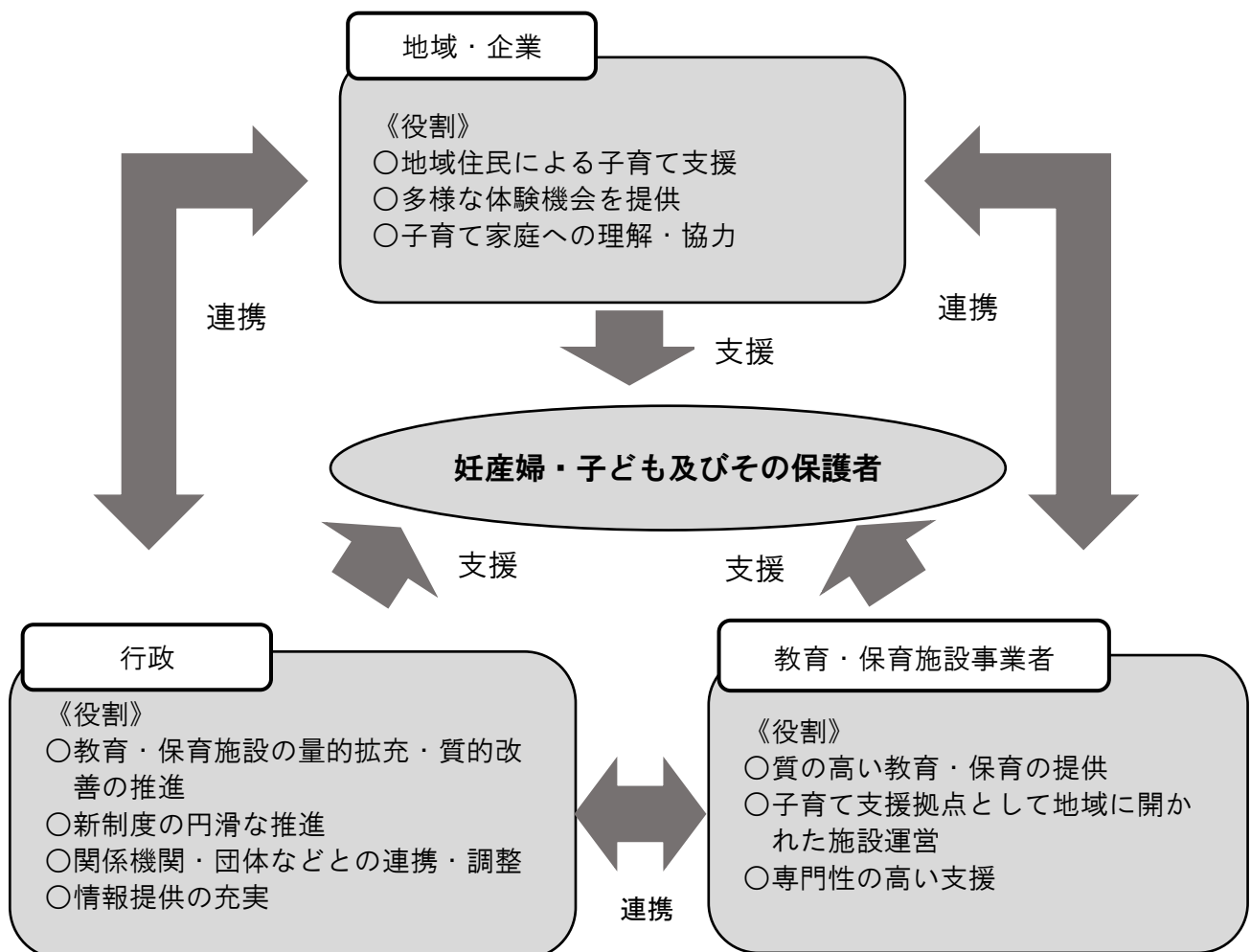
## 第4章 多分野との連携・協働による推進

本計画は、子どもの貧困対策を総合的に推進する計画であることから、行政のみならず、市民や企業、保育所（園）・認定こども園\*・幼稚園、学校、保健福祉等の機関など、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子ども・子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめとした地域や社会全体が貧困対策支援の担い手として子どもの貧困に対する理解を深め、課題解決の意識を持つことができるよう、計画について広く周知に努めます。

また、支援が届きにくい児童・生徒、保護者へ支援情報を届けることを優先事項とし、あらゆる手法を講じるため子どもに関わる機関や企業、NPO\*など各種団体に対しても計画への理解と実施に向けた協力を求める働きかけを行い、関係団体との連携・協力を得ながら児童・生徒、保護者との信頼関係を構築し子どもたちを支援する環境を市全体で推進します。

【本計画の推進体制】



## 第5章 基本施策の展開

### 1 基本方針1 将来の自立に向けた子どもに対する支援

児童・生徒が、身近な方法で相談できる環境を整備し、生きる力を育み、将来の夢や希望を持ち、養育環境によって選択肢が狭まることのないよう、希望する進路の実現につなげます。

また、将来の夢の実現を応援するため、経済的な支援とともに、放課後の子どもの居場所において地域ぐるみで子どもの健全な成長を支援します。

食材提供、子どもの体験や就労体験などについて、埼玉県内のネットワークや市内の子育て支援団体加入組織の活動を支援します。また、子どもや支援団体のニーズに応じた企業からの支援の仕組みづくりや広報の強化を図ります。

#### ○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

1	児童育成支援拠点事業	【新規】
事業内容	<p>身近な方法による、子ども専用の相談窓口を開設し、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況を事前評価し、関係機関へつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。</p> <p>子どもたちが困った際に頼れる場所である、第三の居場所(サードプレイス*)としての、認識を広めるための取り組みを進めていきます。</p>	
担当課	こども育成課	

2 高校中退者への就労支援事業		【新規】
事業内容	<p>毎年、高校在籍者のうち、約1%の生徒が中途退学しています。中退後、無業状態や、就労しても非正規の割合が高くなっており、加えて、友人や家庭から孤立し、先生などの相談相手がいなくなってしまうという問題があります。こういった若者を支援するために、地域の多様な若者支援機関の連携を進め、地域若者サポートステーションやハローワークでの就業支援や、職場体験・社会経験の場の提供など地域の企業における受け入れの環境づくりを図っていきます。</p>	
担当課	こども育成課	

3 地域における支援体制の充実		【拡充】
事業内容	<p>福祉的な課題のある家庭等を支援することを目的とした、こども食堂や学習支援を立ち上げたい市民へ、埼玉県ネットワークやアドバイザー派遣などの紹介を継続し、市における立ち上げ支援体制の構築に努めます。また、企業による支援が、必要な子どもに届く仕組み作りを検討し、地域のつながりや広がり支援してまいります。</p>	
担当課	こども育成課	

〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

子2	放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）
子86	青少年育成春日部市民会議の支援
子87	青少年育成推進員の支援
子88	青少年相談員の支援
子94	放課後子ども教室
子97	児童館運営事業

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

## 2 基本方針2 子どもの豊かな成長を支える多様な支援

子どもが安心する家庭環境が、健やかな育ち、自立した個人として、たくましく生き抜く力を育むことから、子育て支援の充実と効果的な支援を推進します。

また、子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を拡充するとともに、必要なときに必要な支援につながるができるよう、地域の各種相談窓口と支援者や支援団体との連携を強化します。

不安な状況を抱えながら子育てする家庭を支えるため、訪問して家庭内の状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

### ○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

4	こども家庭センター*創設	【新規】
事業内容	<p>全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行います。児童福祉の相談等を担当する、こども家庭支援員と母子保健の相談を担当する保健師を配置し、それぞれ専門性に応じた業務を行い、両者が適切に連携・協力しながら妊産婦や子どもへの支援を実施します。</p> <p>支援対象者の課題の把握・明確化や必要な支援の種類・内容を決定し、これらに関係者間で共有することで、効果的な支援につなげるため、サポートプランを作成します。さらに、サポートプランに基づく支援の選択肢の一つとして、家庭支援事業（子育て短期支援事業・養育支援事業・一時預かり事業・子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）の利用勧奨・措置を行っていきます。</p> <p>◎関係機関との連携体制イメージ図はP29に掲載</p>	
担当課	こども相談課	

<b>5</b>	<b>子育て世帯訪問支援事業</b>	<b>【新規】</b>
事業内容	家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施し、家庭環境を整えます。	
担当課	こども育成課	

<b>6</b>	<b>地域子育て相談機関の整備と連携強化</b>	<b>【拡充】</b>
<b>(8)</b>	<b>(地域子育て支援拠点事業など)</b>	
事業内容	保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う場を、区域ごとに体制整備し、身近な場所での相談機関の充実を図ります。この地域子育て相談機関は、こども家庭センターを補完し、その目となり、耳となる機関で連携・調整を行います。	
担当課	障がい者支援課、保育課	

(番号) は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

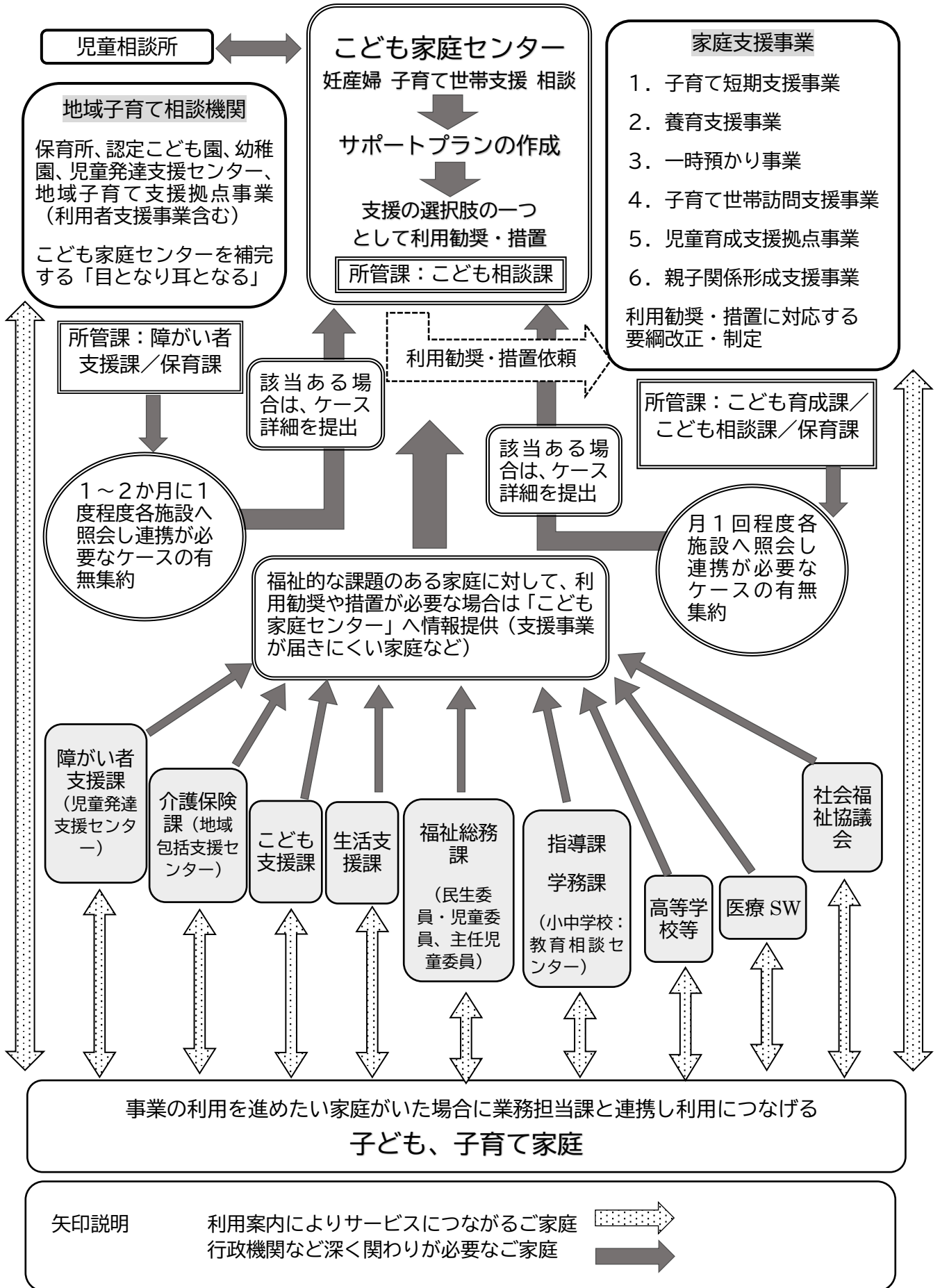
子15	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
子16	子どもに関する相談
子36	乳幼児健康相談
子54	早期不妊検査費助成事業
子55	不育症検査費助成事業
子57	保育所給食
子58	離乳食教室
子108	地域交流会
子110	子育てサロン
子128	児童発達支援センターふじ学園
子161	要保護児童対策地域協議会
子163	児童相談

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す



【関係機関連携体制イメージ図】

令和6年4月～



### 3 基本方針3 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

生活基盤の弱い世帯等の経済的な安定を図るため、個々に応じた情報提供や相談体制の充実など、自立への支援を推進し、家庭の自立を促進します。

また、ひとり親等の生活に困難を抱える家庭が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。そのため、就業に結びつきやすい資格を取得するための支援策などの情報を届ける方策について検討します。

#### ○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

7 ひとり親家庭養育費確保支援事業		【新規】
事業内容	離婚を検討中、または離婚した保護者が、養育費や面会交流の取決めについて、子どもの福祉と利益を視点にして考えることが出来るよう、弁護士による無料法律相談を実施します。さらに養育費の確保を支援するため、公正証書作成促進補助、養育費保証契約締結費用補助、裁判外紛争解決手続き（ADR）*利用補助を実施していきます。	
担当課	こども育成課・こども相談課	

8 (24) 子育て短期支援事業（子育て短期入所生活援助事業）		【拡充】
事業内容	小学生以下の子どもを養育している保護者が疾病や就労、育児疲れなどの理由により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、市が契約した乳児院や児童養護施設などで一定期間、子どもを預かり養育の支援を行います。 保護者のニーズに応えられるよう、専従する職員配置援助や保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行うよう体制整備を検討し、事業の拡充に努めます。	
担当課	こども育成課	

（番号）は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す



〈子ども・子育て支援事業計画に掲載のある事業〉

子18	子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援給付）
子20	延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）
子21	一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）
子22	病児・病後児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）
子29	育児休業制度・再雇用制度などの啓発
子30	ハローワーク求人情報や内職求人情報の提供
子121	障害児保育
子133	特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給事業）
子134	障害児福祉手当（特別障害者手当等給付事業）
子135	育成医療（自立支援医療支給事業）
子137	ひとり親家庭等医療費支給事業
子138	児童扶養手当支給事業
子139	遺児手当支給事業
子140	交通遺児援護金支給事業
子141	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度
子142	母子生活支援施設への入所
子143	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金
子144	母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供
子145	入学準備金・奨学金貸付事業
子145	学校給食費助成金
子147	児童手当支給事業
子148	こども医療費支給事業
子149	入院助産事業
子150	未熟児育成医療給付事業
子152	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
子160	市営住宅管理事務

番号は子ども・子育て支援事業計画の番号を表す

#### 4 基本方針4 困難を抱える子どもに対する気づきの支援

ヤングケアラーが、ひとりで抱え込むことがないように自身の気づきや周囲への啓発を行い、家庭全体が抱える複合的な課題を支援するため、関係機関の連携を推進します。また、困難な状況を抱える家庭を訪問して状況を把握し、家庭ごとのニーズに合わせてきめ細かく支援します。

##### ○施策の方向性

〈新規・拡充事業〉

9	ヤングケアラー啓発と関係機関の連携	【啓発・連携】
事業内容	<p>埼玉県教育委員会は、小中高等学校で行う、普段の授業の中でヤングケアラーへの学びの機会を広げる方針を打ち出しました。例えば、社会科や生活科、道徳の授業で、少子高齢化の問題や家族の大切さなどを学ぶときに、「ヤングケアラー」について考える時間を設けて、子どもたちの理解を深めることを検討しています。</p> <p>本市においても、当事者への気づきを促すため、ヤングケアラーの理解と啓発を広く実施していきます。また、子どもがいる世帯について、福祉的な課題を抱える家庭に関わる機関の連携を図り、具体的な支援事業へつなげる仕組みを創設します。</p>	
担当課	<p>こども育成課・こども相談課・こども支援課・保育課・福祉総務課・生活支援課・障がい者支援課・介護保険課・学務課・指導課</p>	

5	子育て世帯訪問支援事業	【新規（再掲載）】
事業内容	<p>家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施し、家庭環境を整えます。</p>	
担当課	<p>こども育成課</p>	

## 第6章 計画の点検・評価と推進体制の充実

本計画は、令和6年度に見直し、策定される予定の「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」との統合を見据えて策定するものであり、新規事業の多くは子ども・子育て支援法\*の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられます。そのため、本計画書に掲げる基本施策及び取り組み状況については、「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」と併せて進行管理を行っていきます。

また、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行される「こども基本法」も踏まえ、児童・生徒を中心とした事業の展開につながる意見聴取や、事業利用者による事業満足度調査などを行い事業の実施状況及び評価結果を定期的に公表してまいります。

## 参考資料

### 資料1 計画の策定経過

#### ■令和3年度

令和4年2月2日(水) ~2月18日(金)	アンケート調査の実施 ・小学5年生・中学2年生アンケート (配布数:3,697人・回収数:2,866人) ・小学5年生・中学2年生保護者アンケート (配布数:3,697人・回収数:2,822人)
--------------------------	---

#### ■令和4年度

令和4年7月22日(金) ~8月22日(月)	ヒアリング調査の実施 対象:春日部市主任児童委員連絡会、春日部市第6保育所、春日部市社会福祉協議会、かすかべひつじ食堂、学習支援の会ドルトン
令和4年9月28日(水)	第1回 春日部市青少年健全育成審議会 ・春日部市子どもの貧困対策推進計画(案)について(諮問)
令和4年10月4日(火)	第1回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会
令和4年10月12日(水)	第2回 春日部市青少年健全育成審議会 (第1回専門部会)
令和4年10月17日(月)	第2回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会
令和4年10月26日(水)	第3回 春日部市青少年健全育成審議会 (第2回専門部会)
令和4年11月2日(水)	第3回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会

令和4年11月14日(月)	第4回 春日部市青少年健全育成審議会
令和5年1月4日(水) ~2月2日(木)	市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施 提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参 意見数 6件
令和5年2月9日(木)	第4回 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定 検討委員会
令和5年2月10日(金) ~2月16日(木)	第5回 春日部市青少年健全育成審議会(書面)
令和5年2月27日(月)	春日部市子どもの貧困対策推進計画 (かすかべっ子 幸せ応援プラン(案))について(答 申)

## 資料2 策定体制（春日部市青少年健全育成審議会・庁内検討委員会）

○春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年10月1日条例第187号）

---

（設置等）

第1条 青少年の健全な育成に関する事項を調査審議するため、春日部市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（委員）

第2条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）住民組織を代表する者

（4）児童福祉及び青少年関係団体の関係者

（5）商工業関係者

（6）青少年関係機関の職員

（7）学識経験者

（8）公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成20年条例22号・23年26号〕

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（専門部会）

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

（意見聴取等）

第6条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

一部改正〔平成30年条例6号〕

(審議会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月20日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第26号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職など	備考
1号委員	高野 正晴	春日部市小学校長会	
	永野 修	春日部市中学校長会	
	関 正一	春日部ブロック校長会	
	山田 農久	春日部市社会教育委員	
2号委員	海老原 瞳	春日部市PTA連合会	
3号委員	並木 素生	春日部市自治会連合会	
4号委員	宇井 つぎ子	春日部市地域子育て支援協議会	
	小保方 敏美	青少年育成春日部市民会議	
	高山 まさ子	春日部市子ども会育成連絡協議会	
5号委員	池田 稔	春日部商工会議所	副会長
6号委員	春木 裕成	春日部警察署	
	土田 正宏	埼玉県東部地域振興センター	
7号委員	石塚 勝美	共栄大学	会長
8号委員	鈴木 京子	公募に応じた者	

## 春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会要綱

### (設置)

第1条 本市の子どもの貧困対策推進計画を策定するため、春日部市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子どもの貧困対策推進計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、こども政策課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども相談課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、春日部市子どもの貧困対策推進計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

### 別表（第3条関係）

生活支援課長	生活支援課保護担当課長	障がい者支援課長	保育課長	保育課施設 担当課長	介護保険課長	学務課長	指導課長
--------	-------------	----------	------	---------------	--------	------	------



### 資料3 諮問・答申

#### 諮問

春こ政発第1809号

令和4年9月28日

春日部市青少年健全育成審議会 様

春日部市長 岩谷 一弘

春日部市子どもの貧困対策推進計画（案）について（諮問）

春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年10月1日条例第187号）第1条第2項の規定により、春日部市子どもの貧困対策推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

#### 答申

春青審発第12号

令和5年2月27日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市青少年健全育成審議会  
会長 石塚 勝美

春日部市子どもの貧困対策推進計画  
（かすかべっ子 幸せ応援プラン（案））について（答申）

令和4年9月28日付け春こ政発第1809号で諮問のあった春日部市子どもの貧困対策推進計画（かすかべっ子 幸せ応援プラン（案））について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市生活状況アンケート調査結果を分析し市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された春日部市子どもの貧困対策推進計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身とともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、一人一人が夢や希望を持つことができるようにするという目的を達成するための計画です。

子どもの貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識や、子どもの貧困に対する理解を深めるよう、市民や公共団体、企業・団体などと連携・協働によって推進してください。

なお、春日部市子どもの貧困対策推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

春日部市子どもの貧困対策推進計画に基づく取組の推進に当たって

- (1) 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に取り組まれない。
- (2) 従来の周知方法では、情報が届いていない現状を踏まえ、必要としている全ての子どもや家庭に情報を届けられるよう努められたい。
- (3) 真に支援を必要としている子どもたちに、確実に支援が届くような仕組み作りに努められたい。
- (4) 従来地域福祉を担ってきた市民が、社会情勢の様々な影響により地域福祉を担えなくなっている現状を踏まえ、事業の構築に努められたい。

## 資料4 用語解説

本計画書に使用されている主な（\*の付いた）用語の解説について、五十音順で記載しています。

### NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、民間企業などの営利企業とは異なり、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体のこと。

### 向社会性

相手の気持ちを理解、共有し(共感)、自分よりも相手を優先させようとする心情や行動のこと。

### こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関。

### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成している。

### 子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

### 子ども食堂

子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、父母の離婚等により父または母がいない児童を養育している方に手当を支給する制度。

## サードプレイス

「第三の場所」を意味し、自宅（第一の場所）、学校や職場（第二の場所）とは別の居心地のいい居場所のこと。アメリカの都市社会学者レイ・オルデンバーグが、その重要性を説いた。義務や必要性に縛られるのではなく、自らの心に従い、進んで向かう場所。趣味をしたり、息抜きをしたりできる、心安らぐところで、その場所は人により千差万別である。たとえば、一人で通うお気に入りの静かなカフェ、音楽の趣味を共有できる仲間たち、一緒に体を動かすグループなどを指すこともある。

## 裁判外紛争解決手続き（ADR）

訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。

## 重層的

複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴奏支援を実施すること。

## 自立

「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」の意味としても用いられている。

## 相対的貧困率

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

## 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）では、働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う機関。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全国の方が利用しやすい「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に設置している。

## 認定こども園

小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。

### ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子ども。

---

かすかべっ子 幸せ応援プラン  
(令和5年度～令和11年度)

作成日：令和5年3月

春日部市こども未来部こども政策課

〒344-8577

春日部市中央六丁目2番地

TEL 048-736-1111(内線 2571)

---